

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（電子記録移転権利から除かれる場合） 第九条の二 「略」</p> <p>2 前項の規定により同項第一号ハからホまでに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二條第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるもの」とあるのは、「第六十二條第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるもの及び暗号資産」とする。</p>	<p>（電子記録移転権利から除かれる場合） 第九条の二 「同上」</p> <p>2 前項の規定により同項第一号ハからホまでに規定する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条の二第二項から第四項までの規定を適用する場合には、同条第二項中「第六十二條第二号イからトまでに掲げるもの」とあるのは、「第六十二條第二号イからト</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	